

# 県外の来庁者 面会対応 8 か条

## 面会前の対応

### ①構成市町村外来庁者に対し、チェックリストの提出を要請

→ 構成市町村外の来庁者は事前に担当者へアポイントをとった方のみ可とする。

### ②発熱（37.0度以上）及び風邪症状がないか確認

→ 下北地域広域行政事務組合職員の基準は37.0度としているため、それに準ずる。

→ 検温をするタイミングは起床時を推奨する。

### ③接触確認アプリの利用を要請

→ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に寄与する当システムを活用する。

## 面会時の対応

### ④手洗い、手指の消毒の徹底

→ 手洗いは流水と石鹸を用いて最低30秒以上の実施を要請する。

### ⑤マスク着用の徹底

→ 屋外において人との距離を2m以上確保できる場合はその限りではない。

### ⑥対面時はソーシャルディスタンスを確保

→ 人との間隔はできる限り2m（最低1m）空ける。

### ⑦会議等の打ち合わせ時には「座席の工夫」と「ドアの開放」

→ 間仕切り等を活用し、対面しないような座席配置をとる。

→ 2方向以上の換気を常時行う。

## 面会後の対応

### ⑧終了後は、アルコールで机・椅子・ドアノブ等を消毒の徹底

→ 消毒は、各課で対応する。

※ アポイント時に組合における構成市町村外からの来庁者面会対応について説明し、遵守を依頼すること。